

第 1 章

計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

田村市総合計画は、田村郡5町村が合併する際に策定した新市建設計画の理念を踏まえ、効率的な行政運営による活力ある豊かで暮らしやすい田村市（以下、「本市」という。）の創造を目指す最初の総合計画として平成19年3月に策定しました。この総合計画に基づき、平成19～33年度の15年間にわたる長期的な展望に沿ったまちづくりを推進してまいりました。

しかしながら、こうした中、平成23年3月11日午後2時46分、世界でも100年に数回しかないと言われる規模の地震と直後の巨大津波によって、東日本を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災（以下、「震災」という。）が発生しました。さらに、震災に起因する歴史上最悪の福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。）によって、本市のまちづくりや市民生活にも大きな影響が及ぼされました。

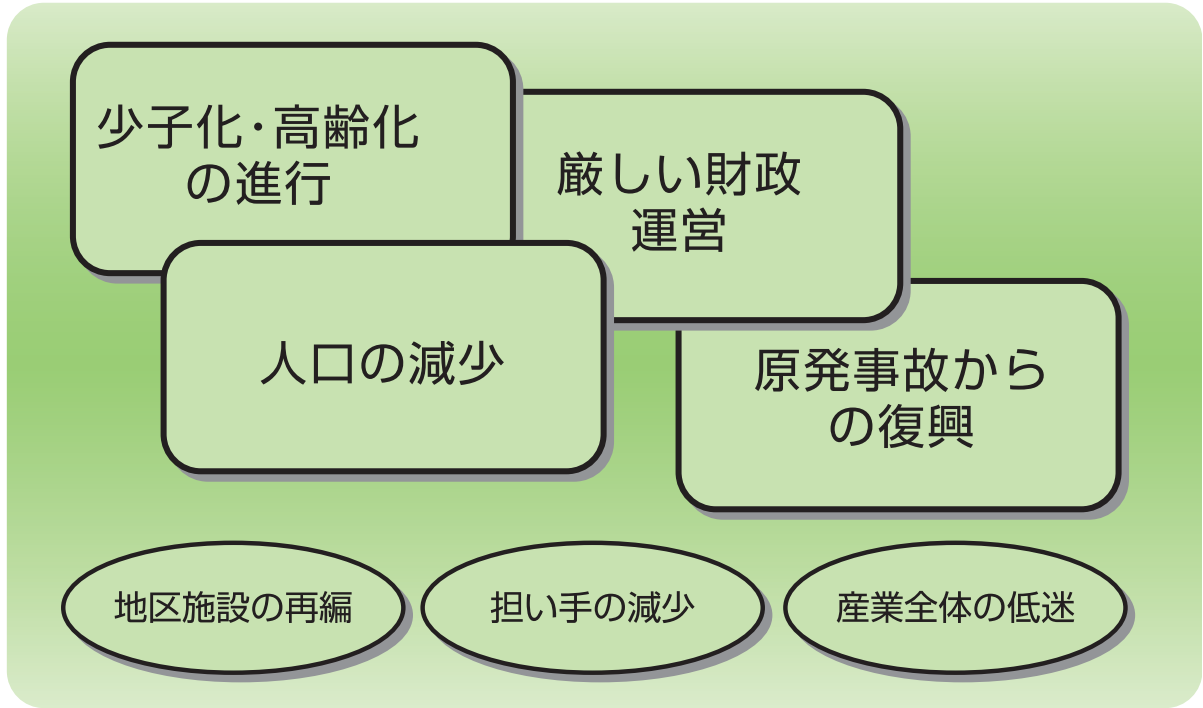
原発事故からの日々は大変苦しいものでしたが、市民同士がお互いを支えあいながら、復興に向けて一步一步進んでまいりましたが、震災から3年が過ぎた平成26年4月1日、都路地区の一部（福島第一原子力発電所から半径20km圏内）に出されていた避難指示が解除され、復興への新たな一歩を踏み出したところです。

また、本市は「人口の減少」という大きな課題に直面しており、昭和50年代から少しずつ減少してきた本市の総人口は平成26年10月現在、37,833人（福島県現住人口調査月報）で、4万人を割り込んでいます。この現象は総合計画基本構想で予測した平成33年前後の人口に相当し、人口減少が予測よりも6～7年早く進んでいます。こうした状況が続いた場合、平成30年に約35,000人になり、平成35年には32,000人を下回ると予測されます。

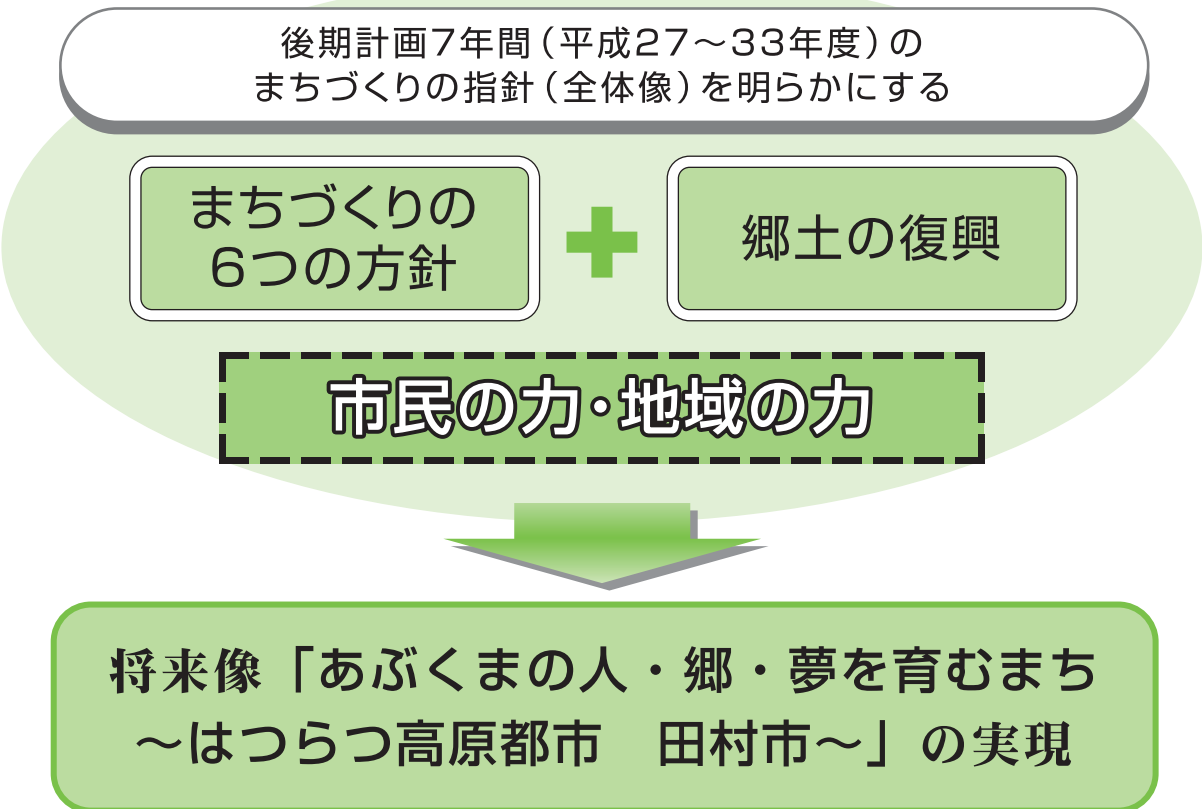
人口減少と少子高齢化が同時に進行しているため、地域経済の規模縮小や労働力の減少の一方で、社会保障ニーズが増大しています。また、あらゆる分野で後継者や担い手が不足するため、農業の衰退や休耕田の増加、里山や伝統文化の消滅、地域が担っていた相互援助機能の喪失など、豊かな自然や地域での暮らしを維持できなくなる時代がすぐそこまで近づいています。

田村市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）は、震災からの復興と同時に、厳しい財政状況と直面する課題をしっかりと受け止めたうえで、市民の力と地域の力をもう一度結集し、市民のために、そして、市民とともに、「あぶくまの人・郷・夢を育むまち ～はつらつ高原都市田村市～」の実現に向けて、平成27年度からのまちづくりの指針（全体像）を明らかにするために策定したものです。

【本市の直面する課題】



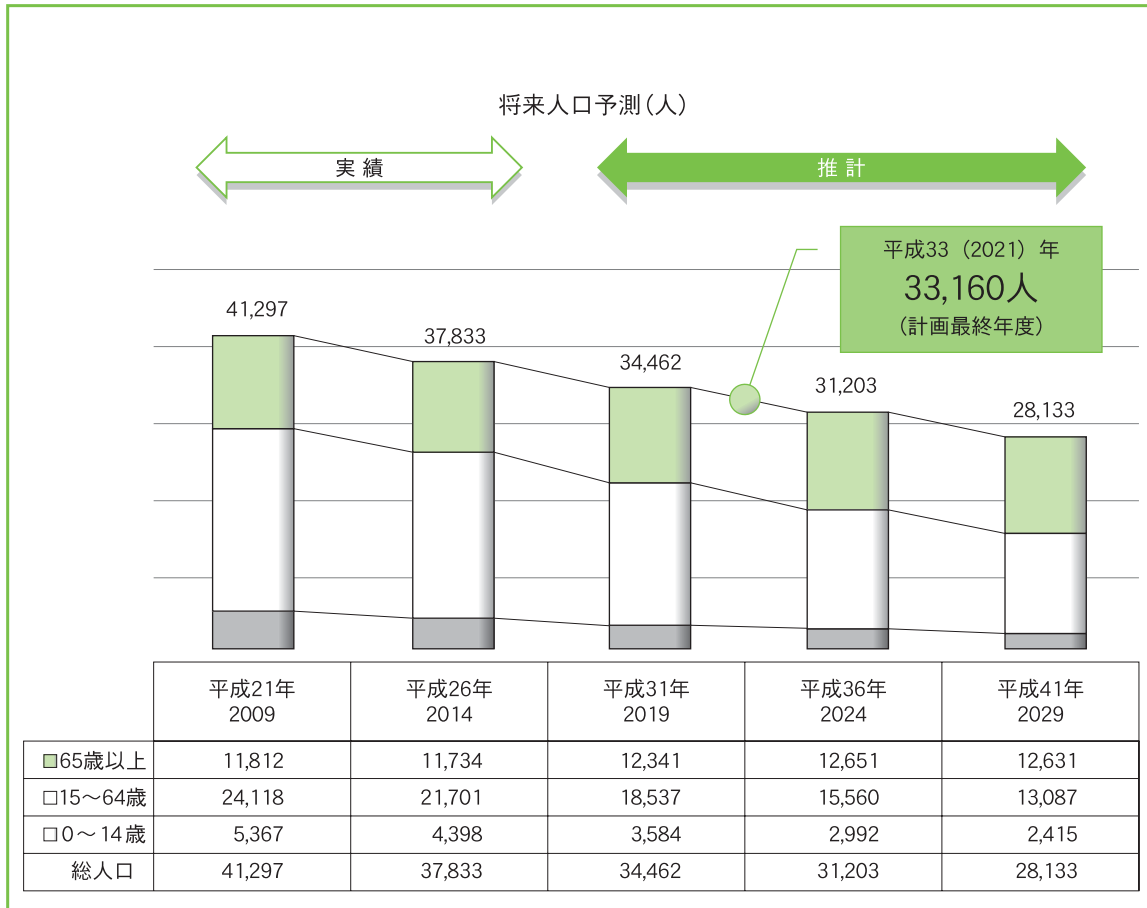
【本計画の意義】



第1章 計画の基本的事項

【本市の将来人口推計】

平成21年と平成26年（各年10月1日の福島県現住人口調査月報）の実績を用いて推計した本市の将来推計人口は、計画期間の最終年度の平成33年で33,160人となり、平成26年から7年間に約4,600人減少すると予測されます。



※ 推計は、平成21年及び26年（各年10月1日の福島県現住人口調査月報）の実績に基づき「コーホート要因法」により推計。

これは、各コーホート（同年または同期間に出生した15～19歳人口のような5歳毎の集団）の「自然増減」（出生・生残する率）及び「社会移動（転出入）」（移動する率）という2つの「人口変動要因」をコーホート毎に仮定し、それに基づいて将来人口を市独自推計で推計した。

例えば、5年後の0～4歳人口を推計するために5年間の出生数を推計し、そのうちから0～4歳に到達するまでの死亡数を除き、さらに移動数による増減によって推計した。

なお、平成33年の推計値はH31～36の間の均等推移により、便宜的に算出した計算値である。

第1章 計画の基本的事項

第1章

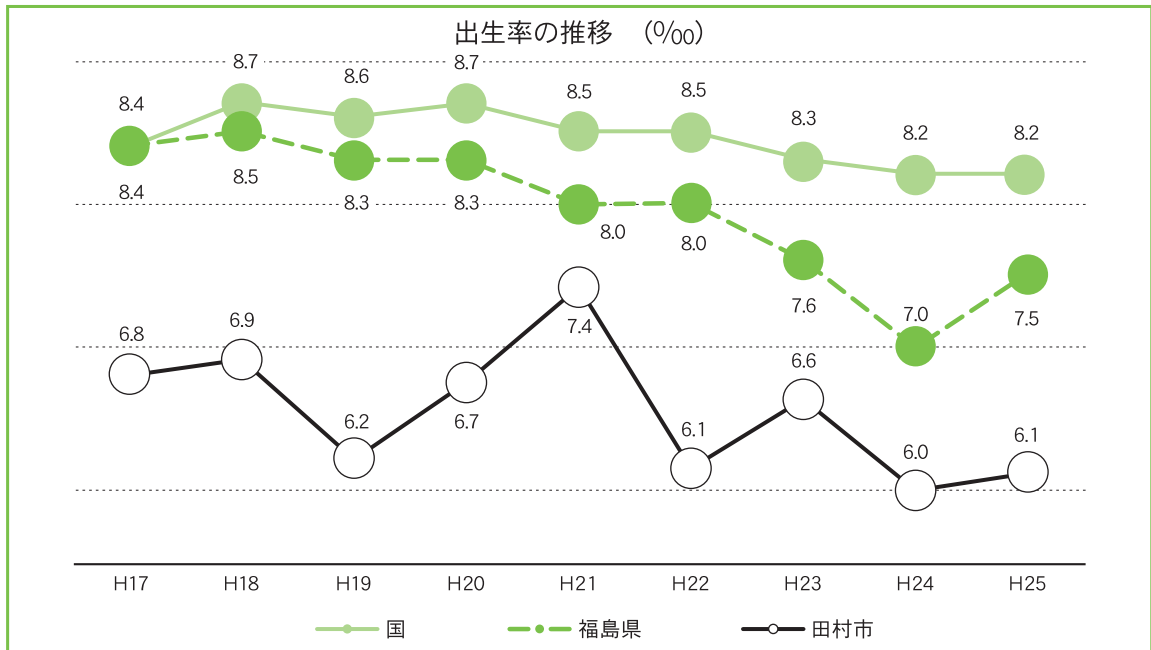
第2章

第3章

第4章

【少子化の状況】

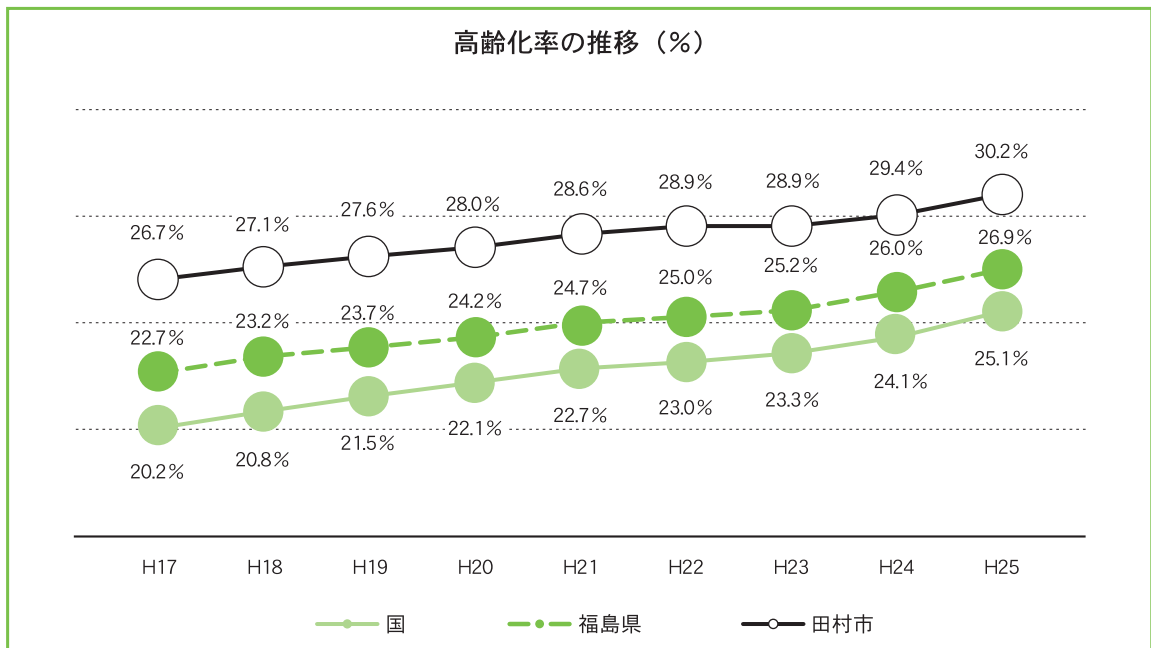
本市の出生率は、年によって増減はあるものの全体的には減少傾向にあり、国や県を下回って推移しています。(出生率=人口1,000人あたりの年間出生児数の割合。単位は千分率(パーミル))



出典：国、県は人口動態統計及び第128回福島県統計年鑑、市は福島県統計資料より算出

【高齢化の状況】

本市の高齢化率は国や県を上回り、年々、増加傾向にあり、高齢者が人口の1/3近くを占める社会になりつつあります。(高齢化率=65歳以上人口の総人口に占める割合)



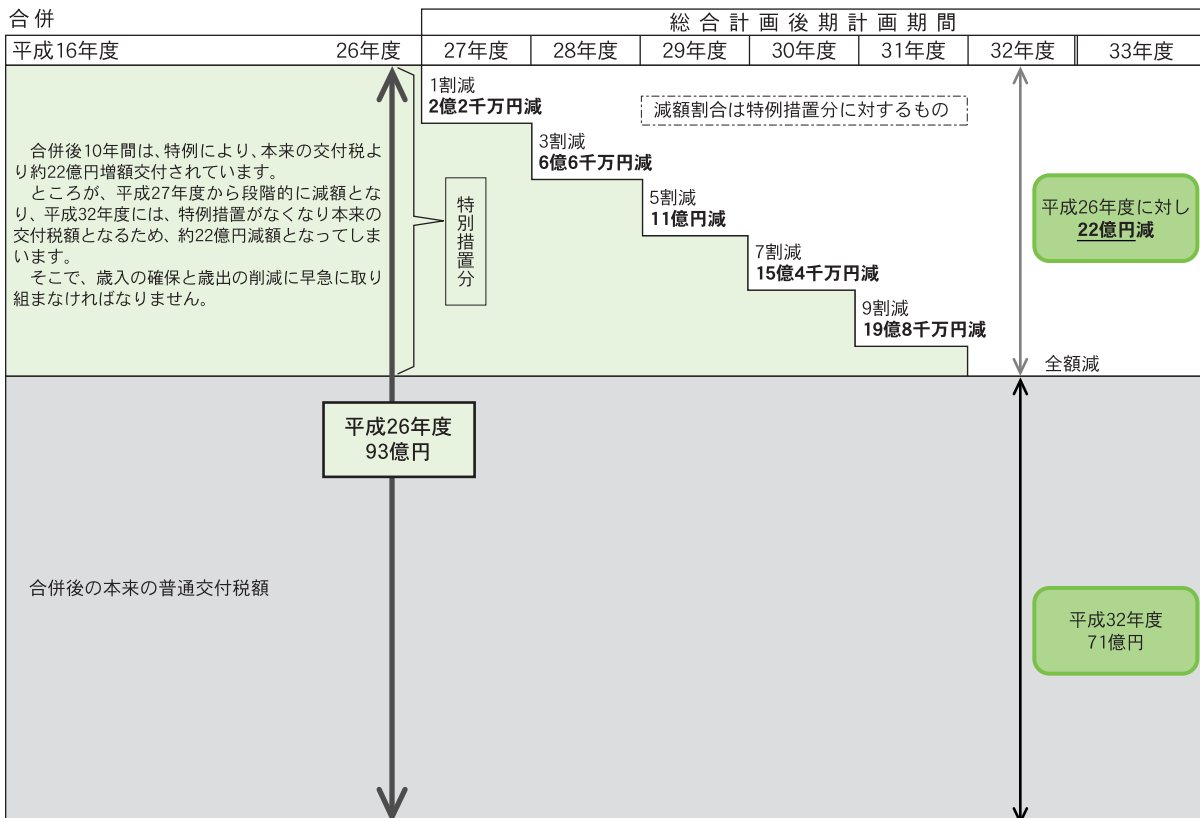
出典：国は総務省人口推計、県及び市は福島県統計

第1章 計画の基本的事項

【財政の状況】

合併から10年間を経過した平成27年度から、普通交付税の特例措置終了に伴い、合併算定替の増額部分にあたる普通交付税が段階的に削減され、大変厳しい財政状況になる見通しです。

普通交付税の特例措置（合併算定替）終了に伴う影響



※この資料は平成27年1月時点の普通交付税の状況により作成しています。

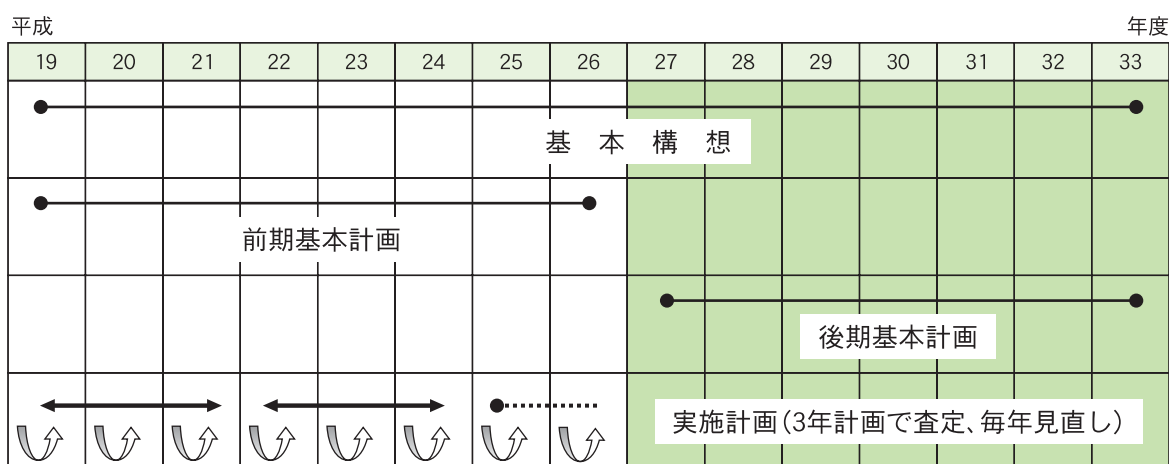
資料：財政課

第2節 計画の位置づけ

総合計画は、本市の各種行政計画の最上位計画に位置づけられるもので、国や県の各種計画・事業との整合性を図りながら、市民・事業者・行政が市の将来像を共有しつつ、その実現に向けて総合的かつ計画的な市政運営を進めるための指針となるものです。

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成しています。

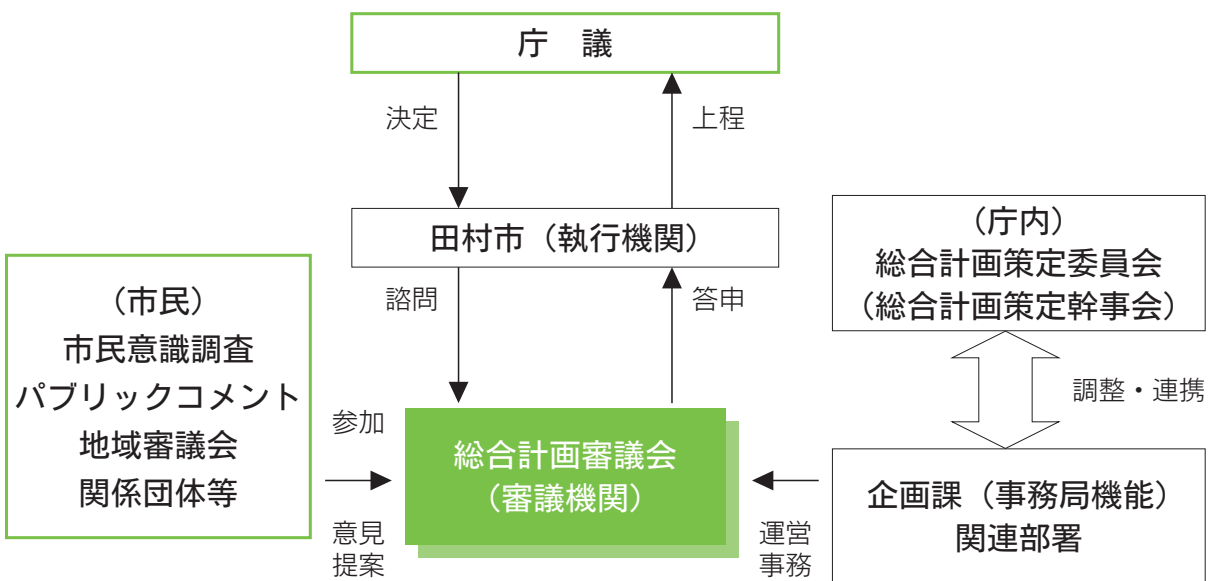
基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ● 田村市の現状や今後の予測などを踏まえた、これからのまちづくりにおける基本的な理念と将来像を定め、それを具現化するための施策の大綱を示します。 ● 計画期間は、平成19年度から平成33年度までの15年間です。
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想で定めたまちづくりの将来像や施策の大綱を実現するために、計画期間内に実施すべき施策を総合的、体系的に示します。 ● 社会状況の変化などに柔軟に対応するため、前期・後期の2期に分け、それぞれに計画を定めます。本計画はこの後期計画にあたります。 ● 後期基本計画期間は平成27年度から平成33年度の7年間です。
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画で定めた施策を着実に実施していくため、財政計画との調整を図りながら事業内容や実施年度を明らかにし、3カ年計画として定めるものです。 ● ローリング方式により、毎年、策定します。



第3節 計画の策定及び推進体制

計画の策定体制

後期基本計画の策定は、本市から総合計画審議会に諮問し、計画案の審議・答申を経て市民をはじめ、地域審議会、関係団体などから意見を聴き、その意見を反映するよう努めました。



計画の進行管理

後期基本計画では、まちづくりが着実に目指す方向に進んでいるかを判断する目安として「指標」を設定しました。この「指標」は、各施策の目指す成果や事業の実施目標の中から代表的なものを選定したもので、計画の最終年次である平成33年度を目標として定めています。

時代の変化に対して鋭敏で最善のまちづくりを進めることが肝要であることから、後期基本計画期間中は「指標」を活用して各施策の達成度を評価しながら、計画の進行管理を行います。

計画の改定の考え方

後期基本計画期間中は、常に時代の変化や社会的な要請に応じるため、各施策の達成度評価に基づき、各施策の見直しや必要な対策を行っていきます。

また、社会全体に大きな変化があり、本市のまちづくりに多大な影響を及ぼすことが想定された場合は、計画期間中であっても必要に応じて計画を見直すこともあります。

第4節 計画体系

